

# がん治療による外見の変化にお悩みの方へ

がん治療と社会参加の両立を後押しするため  
ウィッグなどの購入費を補助します。

さいたま市では、抗がん剤や放射線治療の影響による脱毛や手術による乳がん切除などに伴うアピランス（外見）の変化を補う目的で購入した補整具の購入費を補助します。



## 対象となる方（次の1～3すべてに当てはまる方）

- 1 申請日時時点で市内に住所を有する方
- 2 がんと診断され、その治療に起因する脱毛又は乳房の切除に伴い医療用補整具を購入した方
- 3 過去5年間以内に本市又は他の自治体から、同種の補助を受けていない方

## 補助となる用具および補助額

※令和6年4月1日以降に購入したもの

区分	ウィッグ	乳房補整具	
		補整下着	人工乳房
対象となる用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィッグ（全頭用に限らない）</li> <li>・装着ネット</li> <li>・毛付き帽子</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補整下着</li> <li>・下着とともに使用するパッド</li> <li>・専用入浴着</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工乳房</li> <li>・人工乳頭</li> </ul> 
<b>補助額 購入費の1/2</b>			
限度額	3万円	2万円	10万円

## 補助対象にならないもの

付属品やケア用品（シャンプー、ブラシなど）、自作した場合の材料費、送料や振込手数料、クーポン・ポイント支払いなどによる割引分など

## 補助回数

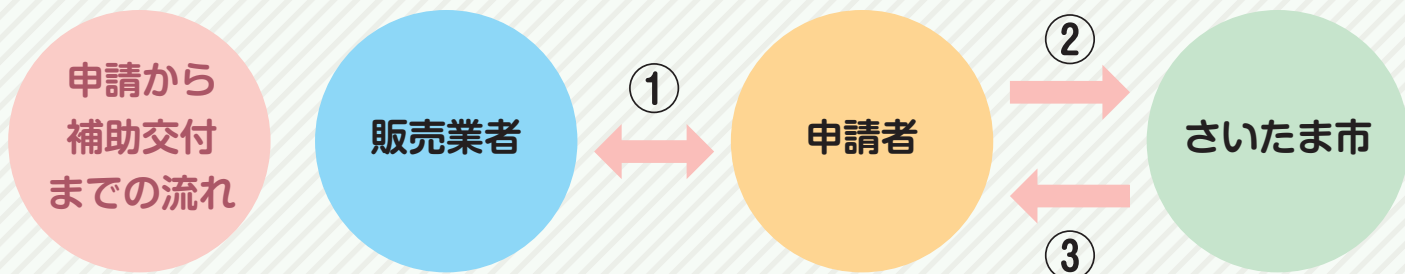
ウィッグ、補整下着、人工乳房の区分ごとに1回限り

※一度補助を受けた方は、交付決定のあった翌年度から5年間は再申請できません

## 申請期限

購入日から1年以内

※複数個まとめて申請する場合は、一番古い領収書の日付から1年以内に申請してください。



### ①補整具の購入

ウィッグ・乳房補整具を購入してください。購入時には必ず領収書を受け取ってください。

### ②補助金の申請

「申請に必要な書類」をさいたま市保健衛生総務課に提出してください。

### ③交付額の決定及び申請者へ支払い

申請内容を審査し、交付決定通知を郵送するとともに、指定口座に補助金を振り込みます。

NO	提出書類	提出前にご確認ください
1	補助金交付申請書兼請求書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎所定の様式に必要事項を記載してください。※</li> <li>◎原則、申請者は補助対象者本人としてください。</li> <li>◎補助対象者が未成年又は成年後見制度利用者の場合は、法定代理人が申請してください。 (親権者以外は代理権を証明するものが必要です。)</li> <li>◎振込先口座は、申請者ご本人の名義の口座に限ります。</li> <li>◎書き間違えた場合は、二重線で訂正し、訂正印は不要です。</li> <li>◎記入時に「消せるボールペン」は使用しないでください。</li> </ul>
2	申請者の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎運転免許証のコピー (表、裏両面)</li> <li>◎マイナンバーカードのコピー (表面のみ)</li> <li>◎パスポート、身体障害者手帳など</li> </ul>
3	がん治療の内容が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎がん治療に伴う脱毛、外科的治療等による部位の変形や欠損またはそれらのおそれが見込まれることを証明する書類。</li> <li>◎診療明細書、治療の同意書、治療方針計画書、お薬手帳 (抗がん剤名記載ページ) など</li> </ul>
4	領収書の <u>原本</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎宛名、購入日、購入金額、購入品目、領収書発行者の名称の記載があるもの</li> <li>◎領収書に内訳の記載がない場合は、納品書、明細書、領収内訳書等の内訳が確認できる書類を併せて添付してください。</li> <li>◎補助対象にならないものを含めた金額の場合は、補助対象用具の金額が分かる内訳を添付してください。</li> </ul>

※所定の様式は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

URL: <https://www.city.saitama.lg.jp/002/001/011/001/p114121.html>



### 申請方法

★郵送 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 保健衛生総務課 保健係

郵送の場合は、簡易書留や特定記録郵便等をお勧めします。普通郵便でも受付は可能ですが、郵便物の不着事故などは責任を負えません。

★窓口 来庁の場合は、電話かオンライン市役所さいたま「アピランス」で検索で事前に来庁予約をお願いします。



問い合わせ先

さいたま市 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1294

FAX 048-829-1967